

令和8年度山口県立特別支援学校高等部入学者選抜実施大綱

1 応募資格

障害の程度が、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3の表に規定する程度の者で、次の各号のいずれかに該当するものが応募できる。

- (1) 特別支援学校中学部の卒業者及び令和8年3月卒業見込みの者
- (2) 中学校の卒業者及び令和8年3月卒業見込みの者
- (3) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条の各号のいずれかに該当する者

2 出 願

出願の期間は、令和8年2月2日（月）から2月13日（金）午前10時までとする。

3 検 査

検査は、令和8年3月2日（月）に各学校で実施する。

4 選 抜

選抜は、出身学校長から送付された調査書その他必要な書類、選抜のため各学校が実施する諸検査の結果等を資料として、校長が行う。

5 選抜結果の処理等

- (1) 合格発表

令和8年3月10日（火）午前10時に各学校において合格者を発表するとともに、出身学校長及び本人に通知する。

- (2) 第二次募集

第一次募集の選抜の結果、普通科及び定員に満たない専攻科、専門学科のある学校について、次により実施する。

ア 出願の期間

令和8年3月10日（火）午後3時から3月13日（金）午後3時までとする。

イ 二次検査

令和8年3月16日（月）に各学校で実施する。

ウ 二次発表

令和8年3月18日（水）午前10時

6 そ の 他

この大綱に定めるもののほか、県立特別支援学校の入学者選抜に関し必要な事項は、山口県教育委員会が実施要領で定める。